

# 会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第14回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年11月6日(木)
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時42分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 岩本孝彦委員長  
須藤敏典委員  
佐藤弘子委員  
小山賢一委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治  
選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸  
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○一関市選挙管理委員会委員長の選挙について  
○一関市選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員の指定  
について  
○選挙人名簿から抹消すべき者について
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開
- 11 傍 聴 人 数 0人

事務局長

選挙管理委員の選挙後、最初の委員会でありますので、委員長が選挙されるまでの間、一関市選挙管理委員会規程第6条の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、佐藤弘子委員が年長の委員ですので、ご紹介申し上げます。

臨時委員長

ただいま紹介されました佐藤弘子でございます。千厩町から来ております。よろしく申し上げます。

本日招集されました令和7年第14回選挙管理委員会定例会の開会に当たり、ただいま紹介のとおり、選挙管理委員会規程第6条の規定により、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。

委員長選挙までの限られた時間ではありますが、委員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は、4名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議は公開とし、録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

付議事件「一関市選挙管理委員会委員長の選挙について」これより委員長の選挙を行います。選挙の方法について、事務局から説明を求めます。

事務局長

委員長選挙の方法について、ご説明を申し上げます。一関市選挙管理委員会規程をご覧頂きたいと思っております。こちらの第2条でございます。委員長の選挙は、法、法と申しますのは地方自治法でございますが、地方自治法第182条第1項の規定による選挙、これは市議会における選挙管理委員の選挙になりますが、その選挙以後最初に開かれる委員会において行うこととされております。本日が選挙後最初の委員会となっております。

続きまして第3条、委員長の選挙の方法についてであります。「委

員長の選挙は、単記無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上いるときは、くじで当選者を決める。」と規定されております。また、第3条第2項においては、「前項の規定にかかわらず、一関市選挙管理委員全員に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員全員の同意があった被指名者をもって当選人とする。」と規定されております。従いまして、委員長の選挙につきましては単記無記名投票の方法あるいは指名推選の方法により行うこととなります。説明については以上となります。

臨時委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時28分 再開)

臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま説明のありましたとおり、選挙の方法は、投票で行う方法と、指名推選の方法がありますが、いかが取り扱いますか。

須藤敏典委員 選挙の方法については指名推薦でお願いします。よろしければ、その指名権までお願いしたいと思います。

臨時委員長 ただ今、須藤委員から指名推選とし、その指名権を須藤委員にご一任いただきたいとの発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

臨時委員長 異議なしと認めます。よって、須藤委員において指名するようお願いいたします。

須藤敏典委員 はい、選挙管理委員会の委員長には、岩本孝彦委員をお願いいたします。

臨時委員長 ただいま、岩本孝彦委員を委員長にとの発言がありました。ご承知のとおり指名推選は、委員全員の同意がなければ当選人となることができません。

その点をお含みの上、ご同意をお願いします。

お諮りいたします。

岩本孝彦委員を委員長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

臨時委員長 全委員異議なしと認めます。

それでは、委員長として皆様からご推薦をいただきましたので、今後ともよろしくお願いたします。

委員長 皆様のご推薦により委員長の要職に就くことになりました。よろしくお願いたします。選挙が適正に執行されるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いします。

次に、「一関市選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員の指定」を行います。続けて私から、委員長職務代理者には、須藤敏典委員を指定します。

須藤敏典委員長職務代理者、一言ご挨拶をお願いします。

須藤敏典委員 まだ全然職務内容を存じ上げませんので、委員長のもと、よろしくお願したいと思います。

(議案第87号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法第28条の規定により、令和7年11月1日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消とするものでございます。2ページをお開き下さい。内訳でございます。10月31日までに死亡した者、男83人、女83人の計166人。転出後4箇月経過した者が、男48人、女52人の計100人。合わせて男131人、女135人の合計266人を抹消し、令和7年11月1日現在の名簿登録者数は、男43,899人、女46,531人の、合計90,430人となるものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 以上で、議事の全部を議了しました。  
これもちまして第14回選挙管理委員会定例会を閉会します。